

1. 主要食材の価格変動

(1) 副食材料の単価(令和4年8月時点)

材料名(1kgあたり)	H28	R4	H28-R4	
			増減額	上昇率
たまねぎ	87 円	134 円	+47 円	+154.0%
だいこん根	90 円	118 円	+28 円	+131.0%
キャベツ	90 円	98 円	+8 円	+108.9%
ねぎ	270 円	370 円	+100 円	+137.0%
じゃがいも	309 円	380 円	+71 円	+123.0%
にんじん	140 円	145 円	+5 円	+103.6%
ほうれん草	445 円	640 円	+195 円	+143.8%
もやし	140 円	127 円	▲13 円	▲90.7%
鶏肉もも	930 円	790 円	▲140 円	▲84.9%
豚肉 スライス	930 円	710 円	▲220 円	▲76.3%
はくさい	135 円	88 円	▲47 円	▲65.2%
平均				110.8%

(2) 使用量が多い主な調味料の単価(令和4年8月時点)

材料名(1kgあたり)	H28	R4	H28-R4	
			増減額	上昇率
なたね油	233 円	340 円	+107 円	+145.9%
小麦粉	160 円	215 円	+55 円	+134.4%
しょうゆ	118 円	151.1 円	+33.1 円	+128.1%
砂糖	174 円	230 円	+56 円	+132.2%
平均				135.2%

2. 消費者物価指数の変動値

	生鮮食品	穀類	魚介類	肉類	乳卵類	野菜・海草	果物	油脂・調味料	調理食品
H28・8	100	100	100	100	100	100	100	100	100
R4・8	115.0	110.0	122.7	108.8	106.1	107.2	120.6	106.9	107.3
伸率	+15%	+10%	+22.7%	+8.8%	+6.1%	+7.2%	+20.6%	+6.9%	+7.3%

※総務省統計局で公表している全国消費者物価指数を参考にしております。また、消費者物価指数は、平成28年を100として表しております。

3. 見直しの必要性

前回の学校給食費改定（H28）より各食材の価格が上昇しており、また栄養価を保持するためにも見直しが必要と考えられる。

給食費の増額見直しをした場合	給食費の増額見直しをしない場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地産地消への取り組みが可能</li> <li>・ 児童、生徒が摂取するカロリーを維持することができる。</li> <li>・ 物価上昇で高騰した材料を使用し、安定した献立により児童生徒に提供することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 価格高騰により、児童生徒が必要なカロリー摂取ができない日が増えていく。</li> <li>・ デザートなどの直送品が無くなり、児童生徒の楽しみがなくなる。</li> <li>・ 物資選定委員会において、市内や近隣地域の食材を限定できない。</li> </ul>

4. 近隣自治体の給食費について（現状と今後の見直し予定）

		弥富	愛西	津島	稲沢	一宮	北名古屋	岩倉	清須	あま
R4.4.1	給食費	小 260 中 300	小 260 中 300	小 270 中 300	小 250 中 290	小 250 中 285	小 240 中 285	小 240 中 270	小 245 中 290	小 260 中 290
	公費	—	10 円	15 円	—	—	—	—	—	10 円
	保護者負担	小 260 中 300	小 250 中 290	小 255 中 285	小 250 中 290	小 250 中 285	小 240 中 285	小 240 中 270	小 245 中 290	小 250 中 280
R5年度予定	給食費	据置	小 290 中 330	小 270 中 300	小 270 中 310	小 285 中 325	検討中	小 270 中 300	検討中	小 290 中 320
	公費	—	10 円	15 円	—	—		—		10 円
	保護者負担	小 260 中 300	小 280 中 320	小 255 中 285	小 270 中 310	小 285 中 325		小 270 中 300		小 280 中 310
値上状況 (8/23 現在)			R4.11 から 30 円/食 を増額		R4.9 から 20 円/食 を増額	R4 中に 35 ～ 40 円/ 食を値上 検討中		R4.9 から 30 円/食 を増額		
備考			R4.11 から R5.3 まで増 額分を臨時 交付金で補 てん	R4.9 から R5.3 まで臨 時交付金を あてて全額 無償化した が、R5 から 戻す	R4.9 から R5.3 まで増 額分を臨時 交付金で補 てん		R4.9 から R5.3 まで増 額分を臨時 交付金で補 てん			R4 の賄材 料費の不足分 を増額し、臨 時交付金で 補てん

5. 学校給食費の改定スケジュール

日 程	内 容
R4.5.18	市長へ報告
R4.6.29	第 1 回運営委員会にて委員へ現状報告
R4.7.4	サマーレビューにて報告
R4.8.24	市長プレゼン(給食費について)
R4.9.29	第2回運営委員会にて審議
R4.10	市教育委員会及び校長会議へ報告
R4.11	学校と調整(徴収金額の変更・金融機関との連絡など)
R4.12	市議会へ報告
R5.1	保護者へ通知
R5.4.1	改正給食費の施行

## 6.その他

### (1) 学校給食法 【抜粋】

昭和29年6月3日（法律第160号）

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

（昭三一法四一・平一九法九六・一部改正、平二〇法七三・旧第六条線下）

### (2) 学校給食法施行令 【抜粋】

昭和29年7月23日（政令第二百十二号）

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

（昭三一政一一二・平一〇政三五一・平一二政四二・平一九政三六三・平二一政五三・平二七政四二一・一部改正）

(3) あま市学校給食費事務取扱要領 【全文】

令和3年3月25日（告示第50号）

（趣旨）

第1条 この要領は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費（以下「給食費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給食費 法第11条第1項に規定する経費以外の法第3条第1項に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (2) 児童 あま市立小学校に在籍する者をいう。
- (3) 生徒 あま市立中学校に在籍する者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

（給食費）

第3条 給食費の一食当たりの額（以下「日額」という。）は、次のとおりとし、日額のうち10円を市が負担する。

学校給食の実施を受ける者	日額
児童	260円
生徒	290円

（給食費の徴収対象者）

第4条 給食費の徴収対象者は、児童及び生徒の保護者とする。

（給食費の徴収及び納入）

第5条 市長は、前条で定めた徴収対象者から、毎月、日額を10円で減じた額に当該月の学校給食を提供する日数に乗じて算定した額を、納付書により徴収する。

- 2 市長は、前項に規定する徴収方法により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別の方法で徴収することができる。
- 3 給食費の徴収及び納入は、あま市立小学校長及び中学校長（以下「学校長」という。）にその事務を委任することができる。
- 4 前項の規定により委任を受けた学校長は、市長が指定する期日までに給食費を納入しなければならない。

（給食費の納入期限等）

第6条 給食費の納入期限は、受給月の翌月25日とする。ただし、当該日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

- 2 市長は、前項に規定する納入期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納入期限を定めることができる。

（給食費の減額）

第7条 市長は、児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費を減額することができる。

- (1) 食物アレルギー等の理由により、主食又は飲用牛乳を除去した学校給食を受ける場合
- (2) 市長が必要と認めた場合

- 2 前項の規定により減額する額は、市長が別に定める。

（雑則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。